岐阜県立多治見看護専門学校学則

第１章　総則

（目的）

第１条　岐阜県立多治見看護専門学校は、看護師として必要な知識及び技術を教授し、あわせて豊かな人間性を養い、社会に貢献し得る優れた人材を育成することを目的とする。

（名称）

第２条　岐阜県立多治見看護専門学校（以下「本校」という。）と称する。

（位置）

第３条　本校は、岐阜県多治見市前畑町５丁目１１番地の１５に置く。

（課程、１学年の入学定員、学級編成、総定員及び修業年限）

第４条　本校の課程、１学年の入学定員、学級編成、総定員及び修業年限は、次のとおりとする。

課　　程		１学年の入学定員	学級編成	総定員	修業年限
看護専門課程	看護師３年課程（全日制）	40 人	1	120 人	３年

（在学年限）

第５条　学生は、修業年限の２倍を超えて在学することはできない。

第２章　学年、学期及び休業日

（学年及び学期）

第６条　学年は、４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

２　学年は、次の２期とする。

前期　　４月１日から９月３０日まで

後期　　１０月１日から翌年３月３１日まで

（休業日）

第７条　休業日は、次のとおりとする。

一　「岐阜県の休日を定める条例」（平成元年岐阜県条例第５号）に規定する日

二　季節休業日（春季、夏季、冬季）においては、年間を通じ１２週間を超えない範囲で、その期日については、校長が定める。

２　校長は、必要により前項の休業日を変更することができる。

３　第１項に定めるもののほか、臨時に休業を必要とする場合は、校長がその都度定める。

第３章　教育課程等

（教育課程及び単位数）

第８条　本校における教育課程は、別表のとおりとする。

２　別表１に定める各科目の単位数は、１単位の科目を４５時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業の教育効果、授業時間外に必要な学修を考慮して、次の基準により計算する。

一　講義及び演習については、１５時間から３０時間をもって１単位とする。
二　実験、実習及び実技については、３０時間から４５時間をもって１単位とする。
三　臨地実習については、３０時間から４５時間をもって１単位とする。

（試験及び成績評価）

第９条　授業科目の時間数を３分の２以上出席した者は、試験等による成績の評価（以下「評価」という。）を受けることができる。

２　授業科目の評価は、試験その他の審査により、各科目の担当教員が行う。

３　評価は、各科目 100 点満点として 60 点以上を合格とする。

４　評価の評点が、60 点に達していない者については、再試験（臨地実習においては再実習）を行うことができる。

５　やむを得ない理由により評価を受けることのできなかった者に対しては、追試験（臨地実習においては追実習）を行うことができる。

（単位の認定）

第 10 条　単位の認定は、当該科目の履修に必要な時間数を満たし、前条に定める評価を受けた者に対し、校長が行う。

（入学前の修得単位の認定）

第 11 条　放送大学やその他の大学若しくは高等専門学校又は以下の資格に係る学校若しくは養成所で、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（以下「指定規則」という。）別表三に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修した者の単位の認定については、本人からの申請に基づき、個々の既習の学習内容を評価し、本校の教育内容に相当すると認められる場合には、総取得単位数の二分の一を超えない範囲で本校において履修したものとして認定することができる。

・歯科衛生士
・診療放射線技師
・臨床検査技師
・理学療法士
・作業療法士
・視能訓練士
・臨床工学技士
・義肢装具士
・救急救命士
・言語聴覚士

なお、指定規則別表三備考二にかかわらず、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 40 条第 2 項第 1 号の規定に該当する者で本校に入学したものの単位の認定については、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成 20 年厚生労働省令第 42 号）による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則（昭和 62 年厚生省令第 50 号）別表第四に定める基礎分野又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第四若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成 20 年文部科学省・厚生労働省令第 2 号）別表第四に定める「人間と社会」の領域に限り本人からの申請に基づき、個々の既習の学習内容を評価し、本校における教育内容に相当するものと認められる場合には、保健師助産師看護師養成所指定規則別表三に定める基礎分野を履修したものとして認定することができる。

２　既修得単位認定に関し必要な事項は、別に定める。

第４章　入学・退学・転学・休学及び復学等

（入学資格）

第12条　本校に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一　高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

二　通常の課程による１２年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）

三　外国において、学校教育における１２年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

四　文部科学大臣が、高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

五　専修学校の高等課程（修業年限が３年以上であることとその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

六　文部科学大臣が指定した者

七　高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格したもの（旧規定による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

八　本校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、１８歳に達した者

（入学試験手続）

第13条　前条の規定により入学を志願する者は、指定の期日までに、入学試験案内に従い受験願書に入学検定料及び別に定める書類を添えて提出しなければならない。

（入学試験）

第14条　入学を志願する者に対して、特別入学試験及び一般入学試験を行う。

２　前項の入学試験は、筆記試験及び面接試験等の方法により行う。

３　入学試験の期日・場所その他入学試験の実施に関し必要な事項は、その都度校長が定める。

（入学許可）

第15条　校長は、入学試験選考委員会を設け入学を志願する者に対し、前条に規定する試験を実施し、合格者を決定して入学を許可する。

２　入学試験委員会に関し必要な事項は、校長が別に定める。

（入学手続）

第16条　入学を許可された者は、指定の期日までに入学金及び岐阜県立衛生専門学校及び岐阜県立看護専門学校管理規則（昭和51年4月1日規則第37号）（以下「管理規則」という。）第５条に規定する誓約書等別に定める所定の書類を提出しなければならない。

（身元保証人）

第17条　前条の誓約書に記載する身元保証人は、独立の生計を営む成人でかつ本校に対して、入学を許可された者の身上に関する責任を負うことのできる者でなければならない。

２　入学を許可された者が未成年であるときは、前項の身元保証人のうち１人は親権者又は後見人でなければならない。

３　校長は、身元保証人が適切でないと認めたときは、これを変更させることができる。

（身元保証人の変更）

第18条　学生は、身元保証人を変更したとき又は誓約書の記載事項に変更があったときは、ただちに身元保証人変更届（第２号様式）を校長に提出しなければならない。

（退学）

第19条　学生は、退学しようとするときは、その理由を詳記し、身元保証人が連署した退学願（第３号様式）を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

（転学）

第20条　学生の転入学については、転入学願（第４号様式）を提出し、欠員が生じた場合に限り、校長が別に定める審査によりこれを許可する。

２　転学については、本人が転学願（第５号様式）を提出し、校長は審議の上これを許可することができる。

（休学）

第21条　学生は、やむを得ない理由により休学しようとするときは、その理由を詳記し、身元保証人が連署した休学願（第６号様式）を校長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、その理由が傷病によるときは医師の診断書を求めることがある。

２　休学期間は３か月以上１年以内とし、特別な理由がある場合に限り、校長はその期間の延長を許可することができる。

３　休学期間は、在学期間に算入しない。

４　休学期間は、通算して修業年限を超えることができない。

（復学）

第22条　休学期間が終了したとき、又は休学期間内であっても、その理由が消滅した場合には、その理由を詳記し、身元保証人が連署した復学願（第７号様式）を校長に提出し、許可を得て復学することができる。ただし、その理由が傷病によるときは医師の診断書を求めることがある。

（除籍）

第23条　校長は、次の各号の一に該当する者を除籍することができる。

一　死亡の届出があった者

二　疾病その他の理由により成業の見込みがないと認められる者

三　授業料を納期までに納入せず、かつ督促しても納付しない者

（出席停止）

第24条　校長は、学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）（以下「施行規則」という）第１８条に規定する感染症にかかっており、かかっておる疑いがあり、又はかかる恐れのある学生に対して、同施行規則第１９条に基づき出席停止を命ずることができる。

第５章　卒業及び専門士の称号

（卒業及び専門士の称号）

第25条　校長は、本校に修業年限以上在学し、第８条に定める教育課程のすべてを修得した者について卒業の認定をする。ただし、欠席日数が所定の授業日数の３分の１を超える者については、卒業の認定をしない。

２　前項の規定により卒業を認定された者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第131条の2及び学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第186条に基づき、専門士（看護専門課程）と称することができる。

３　校長は、卒業の認定をした者に対し、管理規則別記第２号様式の２による卒業証書を授与する。

第６章　職員組織及び運営

（職員組織）

第26条　本校に次の職員を置く。

一　校長

二　副校長
三　教務主任
四　専任教員(実習調整者を含む)
五　総務課長
六　事務職員
七　その他の職員
２　職員の職務は、別に定める。
(学校評価)
第27条　本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、教育活動その他の学校運営の状況について、自ら点検及び評価(以下「自己評価」という。)を行い、その結果を公表するものとする。
２　本校は、自己評価結果を踏まえ、関係者等による評価(以下「学校関係者評価」という。)を行い、その結果を教育活動等に活用するとともに公表するものとする。
３　前２項に定める自己評価及び学校関係者評価の実施並びに結果の公表について必要な事項は、別に定める。
(会議)
第28条　本校に次の各号に挙げる会議及び委員会を設置する。
一　運営会議
二　職員会議
三　自己評価委員会及び学校関係者評価委員会
四　入学試験選考委員会
五　卒業認定会議
六　単位認定会議
七　倫理委員会
八　教務会議
２　会議及び委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第７章　健康管理

(健康管理)
第29条　校長は、学生に対して年１回以上の健康診断を実施する。
２　健康管理に関し必要な事項は、別に定める。

第８章　授業料等

(授業料等の額及び徴収)
第30条　入学検定料、入学金、授業料の額及び徴収方法等については、岐阜県立衛生専門学校及び岐阜県立看護専門学校授業料等徴収条例（昭和45年3月28日条例第10号）の定めるところによる。
２　前項に規定する以外の費用の額及び徴収方法等は、校長が別に定める。

第９章　表彰及び懲戒

(表彰)
第31条　校長は、学業及び操行が優秀で他の学生の模範となる者を表彰することができる。
(懲戒)

第32条　校長は、学生が学則その他の規則に違反し、又は、学生の本分に反する行為があったときは、その学生を懲戒することができる。
２　懲戒の種類は、戒告、停学及び退学とする。
３　懲戒処分については、別に定める懲戒規程に則り決定する。

第10章　雑則

第33条　本学則施行に関し必要な細則は、別に定める。

附則
この学則は、昭和５６年４月１日から施行する。
附則
この学則は、昭和５８年４月１日から施行する。
附則
この学則は、昭和６２年４月１日から施行する。
附則
この学則は、平成２年４月１日から施行する。
附則
この学則は、平成７年２月２７日から施行する。
附則
この学則は、平成９年４月１日から施行する。
附則
この学則は、平成１３年４月１日から施行する。
附則
この学則は、平成１４年４月１日から施行する。
附則
この学則は、平成１５年４月１日から施行する。
附則
この学則は、平成１７年４月１日から施行する。
附則
この学則は、平成１８年４月１日から施行する。
附則
この学則は、平成２０年４月１日から施行する。ただし、平成１８年度入学生及び平成１９年度入学生の教育課程については従前の例による。
附則
この学則は、平成２１年４月１日から施行する。ただし、平成１９年度入学生及び平成２０年度入学生の教育課程については従前の例による。
附則
この学則は、平成２２年４月１日から施行する。
附則
この学則は、平成２３年１２月１日から施行する。
附則
この学則は、平成２５年４月１日から施行する。

附則

この学則は、平成２７年９月１日から施行する。

附則

この学則は、令和元年９月１日から施行する。ただし、第１号様式の改正については、令和２年４月１日からとする。

附則

この学則は、令和３年６月１日から施行する。

附則

この学則は、令和４年４月１日から施行する。ただし、令和２年度入学生及び令和３年度入学生の教育課程については従前の例による。

附則

この学則は、令和５年４月１日から施行する。

附則

この学則は、令和６年４月１日から施行する。

附則

この学則は、令和８年４月１日から施行する。ただし、第25条の規定は、令和８年４月１日以降の入学者から適用し、施行日前に入学した学生については、従前の例による。